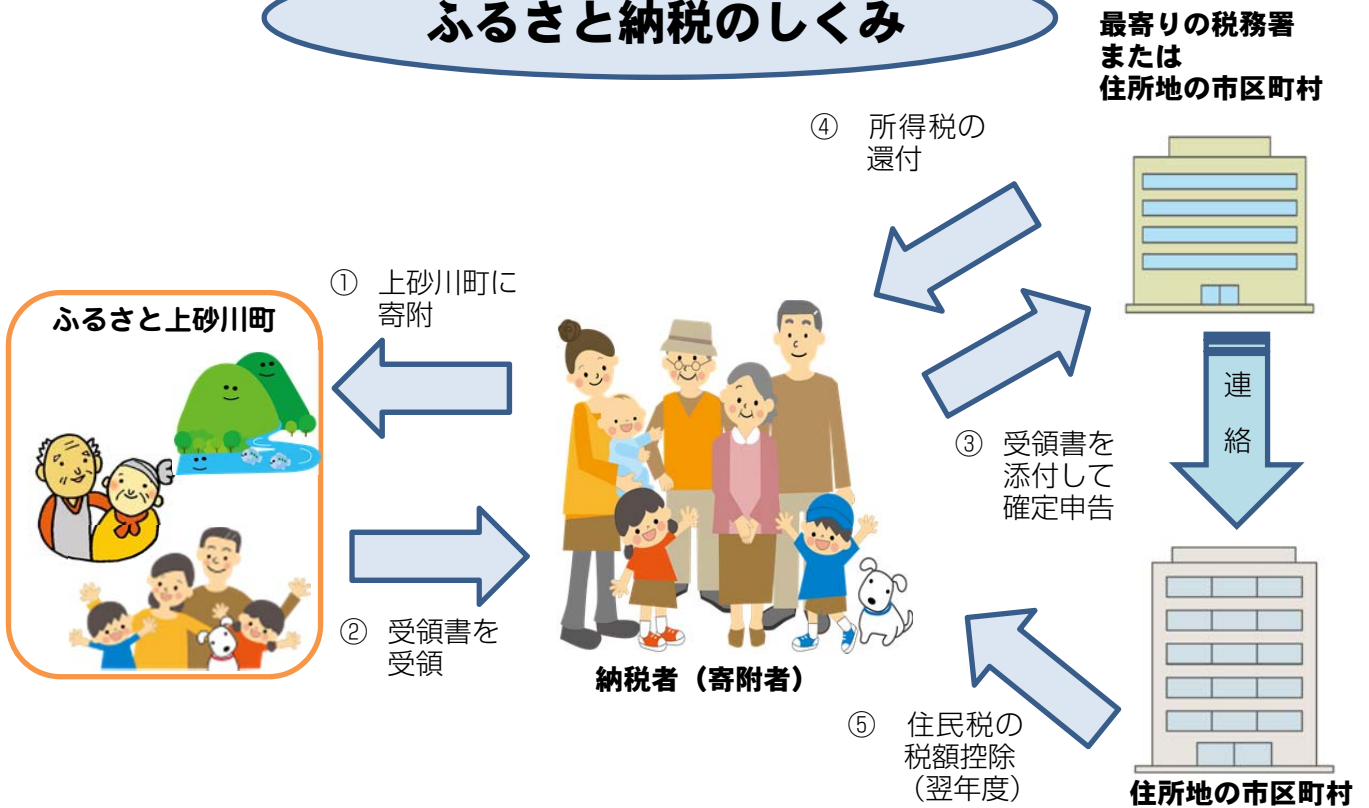


ふるさと納税のしくみ



寄附金のうち、2,000円を超える部分の金額については、確定申告をされることにより、次のような税法上の優遇措置を受けることができます。

モデルケース

給与収入700万円（配偶者を扶養）で30,000円の寄附をしたケースの計算例
（・所得税の限界税率 20% ・個人住民税所得割額 371,500円）

【寄附控除対象額】 ①+②+③=28,000円（2,800円+19,600円+5,600円）

（住民税控除）

- ①基本控除額：（寄附金30,000円-控除対象外2,000円）×10%（住民税率）=2,800円
- ②特別控除額：（寄附金30,000円-控除対象外2,000円）×（90%-20%（所得税率））=19,600円

（所得税控除）

- ③（寄附金30,000円-控除対象外2,000円）×20%（所得税率）=5,600円

寄附金：30,000円

控除の対象外 2,000円	寄附控除対象額 ①+②+③ 28,000円	
住民税の控除額計 ①+②=22,400円		③所得税の控除額 5,600円
①住民税の基本控除額 2,800円	②住民税の特別控除額 19,600円	